

(一七二一)

三函 享保六年十一月 館林通り新郷・川俣関所の鉄砲通行手

形〔A〕

証文

松平右近うこんのしょうげん 将監領内上野国館林江、えどより「從江戶一鉄砲拾挺玉目三匁五分差遣」きしつかわし申候、御関所無そういなく相違おとおしくださるべく御通可レ被レ下候、ごじつのため「為後日一、よってくだんのごとし仍如レ件

松平右近将監家老かろう

享保六辛丑年十一月十九日 小沢頼母印

尾関隼人印

新郷川俣御関所しんごうかわまた

御番衆中